

第5次愛知県食育推進計画検討会設置要領（案）

（目的）

第1条 第5次愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「第5次愛知県食育推進計画検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別表に掲げる団体及び組織の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（運営）

第3条 検討会は、農業水産局長が招集し、座長が統括する。

2 座長は必要があると認めたときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

3 構成員に事故があったときは、委任された者が職務を代理することができる。

（庶務）

第4条 検討会に関する庶務は、農業水産局農政部食育消費流通課において処理する。

（適用期間）

第5条 この要領の適用期間は、令和7年7月〇日から令和13年3月31日までとする。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月〇日から施行する。

別 表

第 5 次愛知県食育推進計画検討会構成員団体・組織

区 分	団体名・組織名
学識経験者	愛知教育大学
	名古屋学芸大学
消費者	生活協同組合コープあいち
教育関係者	愛知県栄養教諭研究協議会
	愛知県小中学校長会
保育、社会福祉、 医療・保健関係者	愛知県食生活改善推進員協議会
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
農林漁業者等	愛知県漁業協同組合連合会
	愛知県農業協同組合中央会
食品関係事業者等	一般社団法人愛知県調理師会
労働・経営関係者	日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県食育推進会議 公募委員	—